

議案第7号

平成26年3月26日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の要旨

- (1) 教育委員会事務局の組織改正等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) その他規定の整備を行う。

2 施行期日

平成26年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 26 年 3 月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 50 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総務課 庶務係 人事係」を「総務課 庶務係 人事係
教育企画課」に、
「指導第一課」を「指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係」に、「指導第二課」を「指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係」に改める。

第 2 条第 1 項中第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同項第 10 号中「教育の ICT 化の推進」を「教育の情報化に係る機器の整備及び管理」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項中第 11 号を第 9 号とし、第 12 号から第 33 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 34 号を削り、第 35 号を第 32 号とし、第 36 号を第 33 号とし、第 37 号中「課」の右に「及び教育企画課」を加え、同号を同項第 34 号とし、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項を第 11 項とし、同条第 9 項第 1 号中「高等学校、併設型中学校」を「中学校、併設型中学校、高等学校」に改め、「教育課程」の右に「（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第 2 号中「高等学校、併設型中学校」を「中学校、併設型中学校、高等学校」に改め、「指導」の右に「（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第 3 号中「高等学校、併設型中学校」を「中学校、併設型中学校、高等学校」に改め、「研修」の右に「（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第 4 号中「高等学校、併設型中学校」を「中学校、併設型中学校、高等学校」に改め、「派遣研修」

の右に「(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第5号中「高等学校、併設型中学校」を「中学校、併設型中学校、高等学校」に改め、「採択」の右に「(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第6号中「、併設型中学校」を削り、同項第10号を削り、同項中第11号を第10号とし、同項を同条第10項とし、同条第8項中第1号を削り、同項第2号中「小・中学校」を「小学校」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「小・中学校」を「小学校」に改め、同号を同項第2項とし、同項第4号中「小・中学校」を「小学校」に改め、同号を同項第3項とし、同項第5号中「小・中学校」を「小学校」に改め、同号を同項第4項とし、同項第6号中「小・中学校」を「小学校」に改め、同号を同項第5項とし、同項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号及び第10号を削り、第11号を第8号とし、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中第14号を第15号とし、第14号として、次の1号を加え、同項を同条第6項とする。

(14) 学校事務センターに関すること。

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政の総合企画に関すること。
- (2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。
- (3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。
- (4) 県費負担教職員の給与費等の移譲に関すること。

第3条第4項中「総務課長」を「教職員課長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

新旧対照表

規則等の名称 広島市教育委員会事務局事務分掌規則

現 行	改 正
<p>広島市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和49年広島市教育委員会規則第4号)の全部を改正する。</p> <p>(部、課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に、次の部、課及び係を置く。 <u>総務課 庶務係 人事係</u></p> <p><u>施設課 管理係 計画係 整備係</u> 青少年育成部 育成課 放課後対策課 学校教育部 教職員課 庶務係 給与係 初等教員係 中等教員係 調整係 学事課 学事係 用度係 健康教育課 食育係 保健・安全係 指導第一課 _____ 指導第二課 _____</p> <p>特別支援教育課 生徒指導課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。 (2) <u>教育行政の総合企画に関すること。</u> (3) <u>重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。</u> (4) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。 (5) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整及び経理に関すること。 (6) 議会に関すること。 (7) 事務局の事務の総合調整に関すること。 (8) 教育行政への要望、陳情等の処理、連絡調整その他の広聴に関すること。 (9) 企画会議に関すること。 (10) <u>教育のICT化の推進</u> <u>_____に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</u> (11) 教育行財政の基本調査に関すること。 (12) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理に関すること。 (13) 事務局職員及び教育機関等の職員(教職員及び学校給食センターの職員(以下「教職員等」という。)を除く。以下「職員」という。)の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。 (14) 行政組織並びに職員及び市費負担教職員等の定数管理に関すること。 (15) 職務権限に関すること。 (16) 職務の評価及び格付けに関すること。</p>	<p>(部、課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に、次の部、課及び係を置く。 総務課 庶務係 人事係 <u>教育企画課</u> <u>施設課 管理係 計画係 整備係</u> 青少年育成部 育成課 放課後対策課 学校教育部 教職員課 庶務係 給与係 初等教員係 中等教員係 調整係 学事課 学事係 用度係 健康教育課 食育係 保健・安全係 指導第一課 <u>庶務係 幼稚園・小学校指導係</u> 指導第二課 <u>中学校指導係 高等学校指導係</u> 特別支援教育課 生徒指導課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。 (1) <u>(削る。)</u> _____ (削る。)</p> <p>(2) <u>教育行政施策の普及及び広報に関すること。</u> (3) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整及び経理に関すること。 (4) 議会に関すること。 (5) 事務局の事務の総合調整に関すること。 (6) 教育行政への要望、陳情等の処理、連絡調整その他の広聴に関すること。 (7) 企画会議に関すること。 (8) <u>教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</u> (9) 教育行財政の基本調査に関すること。 (10) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理に関すること。 (11) 事務局職員及び教育機関等の職員(教職員及び学校給食センターの職員(以下「教職員等」という。)を除く。以下「職員」という。)の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。 (12) 行政組織並びに職員及び市費負担教職員等の定数管理に関すること。 (13) 職務権限に関すること。 (14) 職務の評価及び格付けに関すること。</p>

- (17) 職員の勤務成績の評定に関する事。
- (18) 職員の研修に関する事。
- (19) 職員及び市費負担教職員等の給与の支給に関する事。
- (20) 職員及び市費負担教職員等の諸手当の認定(教職員課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (21) 教育委員等の報酬等に関する事。
- (22) 職員及び市費負担教職員等の給与等の予算及び経理に関する事。
- (23) 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関する事。
- (24) 職員の公務災害補償の実施に関する事。
- (25) 職員の福利厚生に関する事。
- (26) 人事及び給与に関する諸統計に関する事。
- (27) 教育委員会委員及び教育長の秘書に関する事。
- (28) ほう賞に関する事。
- (29) 文書の收受、整理及び保存に関する事。
- (30) 公印の管理に関する事。
- (31) 事務の管理改善に関する事。
- (32) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関する事。
- (33) 町村合併に関する事。
- (34) 学校事務センターに関する事。
- (35) 教育委員会の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関する事。
- (36) その他事務局の庶務に関する事。
- (37) 課 _____ の庶務に関する事。

2 施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校施設の整備方針の策定に関する事。
- (2) 学校施設の改築計画の策定に関する事。
- (3) 学校施設の耐震計画の策定に関する事。
- (4) 学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関する事。
- (5) 小・中学校の通学区域及び通学区域審議会に関する事。
- (6) 通学路の設定に関する事。
- (7) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申し出に関する事。
- (8) 学校施設の新築、増築、改築、改良及び修繕の実施に関する事。
- (9) 学校建設に伴う連絡調整に関する事。
- (10) 学校施設台帳の整備に関する事。
- (11) 学校緑化に関する事。

- (15) 職員の勤務成績の評定に関する事。
- (16) 職員の研修に関する事。
- (17) 職員及び市費負担教職員等の給与の支給に関する事。
- (18) 職員及び市費負担教職員等の諸手当の認定(教職員課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (19) 教育委員等の報酬等に関する事。
- (20) 職員及び市費負担教職員等の給与等の予算及び経理に関する事。
- (21) 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関する事。
- (22) 職員の公務災害補償の実施に関する事。
- (23) 職員の福利厚生に関する事。
- (24) 人事及び給与に関する諸統計に関する事。
- (25) 教育委員会委員及び教育長の秘書に関する事。
- (26) ほう賞に関する事。
- (27) 文書の收受、整理及び保存に関する事。
- (28) 公印の管理に関する事。
- (29) 事務の管理改善に関する事。
- (30) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関する事。
- (31) 町村合併に関する事。
(削る。)
- (32) 教育委員会の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関する事。
- (33) その他事務局の庶務に関する事。
- (34) 課及び教育企画課の庶務に関する事。

2 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政の総合企画に関する事。
- (2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関する事。
- (3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関する事。
- (4) 県費負担教職員の給与費等の移譲に関する事。

3 (現行どおり。)

- (12) 学校建物に係る国庫補助及び起債に関すること。
- (13) 先行建築に係る学校教育の用に供する建物の取得に関すること。
- (14) 学校用地の取得に係る起債に関すること。
- (15) 学校施設、設備の管理に係る業務の委託に関すること。
- (16) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (17) 学校の用に供する教育財産(物品を除く。)その他の管理に関すること。
- (18) 校地の借上げに関すること。
- (19) 教育機関等の用地の調査に関すること。
- (20) 不動産(土地に限る。)の取得及びこれに伴う補償に関すること。
- (21) 事業用代替地の取得、管理及び処分に関すること。
- (22) 不動産(土地に限る。)の取得及び処分に係る登記に関すること。
- (23) 土地収用手続きに関すること。
- (24) 課の庶務に関すること。

3 青少年育成部育成課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年に関する調査、企画及び総合調整に関すること。
- (2) 青少年教育に関すること。
- (3) 遊び場対策、地域組織活動の推進その他青少年の育成に関すること。
- (4) 青少年の国際交流に関すること。
- (5) 青少年問題協議会に関すること。
- (6) 家庭・学校・地域社会に関する施策の調査、企画及び総合調整に関すること。
- (7) 青少年問題に関する総合相談及び指導に関すること。
- (8) 問題行動の早期発見及び早期補導に関すること。
- (9) 問題行動に関する情報及び資料の整備に関すること。
- (10) 青少年センターに関すること。
- (11) 国際青年会館に関すること。
- (12) 少年自然の家に関すること。
- (13) グリーンスポーツセンターに関すること。
- (14) 暴走族対策の総合調整に関すること。
- (15) 暴走族対策推進本部の事務局に関すること。
- (16) 暴走族への加入防止及び離脱の促進並びに家庭・学校・地域及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (17) 問題行為少年等の自立支援に関すること。
- (18) 部、課及び放課後対策課の庶務に関すること。

4 (現行どおり。)

- 4 青少年育成部放課後対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 児童館の設置の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法(昭和22年法律第164号。児童館及び放課後児童健全育成事業に関するものに限る。)の施行に関する事。
 - (2) 児童館の業務及び留守家庭子ども会の運営に関する指導及び連絡調整に関する事。
 - (3) 児童館の設置及び整備に関する事。
- 5 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に係る総合調整に関する事。
 - (2) 教職員等の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制(学校給食センターを除く。)並びに教職員等の定数に関する事。
 - (4) 教職員等の勤務成績の評定に関する事。
 - (5) 教職員等の研修(健康教育課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課及び教育センターの所掌に属するものを除く。)に関する事。
 - (6) 県費負担教職員等の諸手当及び市費負担教職員等(校長及び教員(以下「教育職員」という。)に限る。)の諸手当(通勤手当、住居手当及び扶養手当を除く。)の認定に関する事。
 - (7) 教職員等の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関する事。
 - (8) 教職員等の団体に関する事。
 - (9) 教職員等の旅費等に関する事。
 - (10) 教職員等の保健に関する事(教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関することを除く。)
 - (11) 教職員健康管理担当医等に関する事。
 - (12) 教職員等の公務災害補償の実施に関する事。
 - (13) 教職員等の福利厚生に関する事。
 - (14) 部及び課の庶務に関する事。
- 6 学校教育部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関する事。
 - (2) 児童及び生徒の教育扶助に関する事。
 - (3) 授業料、入学者選抜料等に関する事。
 - (4) 幼稚園就園奨励費の補助に関する事。
 - (5) 教科用図書等の給与に関する事。
 - (6) 通学バスの運行に関する事。
 - (7) 私立学校に対する助成に関する事。
 - (8) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定に関する事。
 - (9) 学校備品の整備(高等学校及び中等教育学校の所掌に属するものを除く。)に関

- 5 (現行どおり。)
- 6 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育に係る総合調整に関する事。
 - (2) 教職員等の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制(学校給食センターを除く。)並びに教職員等の定数に関する事。
 - (4) 教職員等の勤務成績の評定に関する事。
 - (5) 教職員等の研修(健康教育課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課及び教育センターの所掌に属するものを除く。)に関する事。
 - (6) 県費負担教職員等の諸手当及び市費負担教職員等(校長及び教員(以下「教育職員」という。)に限る。)の諸手当(通勤手当、住居手当及び扶養手当を除く。)の認定に関する事。
 - (7) 教職員等の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関する事。
 - (8) 教職員等の団体に関する事。
 - (9) 教職員等の旅費等に関する事。
 - (10) 教職員等の保健に関する事(教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関することを除く。)
 - (11) 教職員健康管理担当医等に関する事。
 - (12) 教職員等の公務災害補償の実施に関する事。
 - (13) 教職員等の福利厚生に関する事。
 - (14) 学校事務センターに関する事。
 - (15) 部及び課の庶務に関する事。
- 7 (現行どおり。)

すること。

- (10) 学校備品台帳の整備(高等学校及び中等教育学校の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 学校に備え付ける表簿(他課の所掌に属するものを除く。)の作成管理に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

7 学校教育部健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食の指導に関すること。
- (2) 学校給食の運営に関すること。
- (3) 学校における食育の指導に関すること。
- (4) 定時制高等学校の学校給食に関すること。
- (5) 学校保健の指導に関すること。
- (6) 学校環境衛生に関すること。
- (7) 学校医等に関すること。
- (8) 幼児、児童及び生徒の保健に関すること。
- (9) 学校安全に関すること。
- (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。
- (11) 就学时健康診断に関すること。
- (12) 学校保健団体に関すること。
- (13) 教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関すること。
- (14) 学校給食センターに関すること。
- (15) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。
- (16) 課の庶務に関すること。

8 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育に係る企画(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 幼稚園及び小・中学校の教育課程(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 幼稚園教育及び小・中学校教育(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)の指導に関すること。
- (4) 幼稚園及び小・中学校の教育職員の教育課程に係る研修(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (5) 幼稚園及び小・中学校の教育職員の派遣研修(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 小・中学校の教科用図書の採択(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)及び補助教材に関すること。
- (7) 教育センターに関すること。
- (8) 幼稚園の入学定員に関すること。
- (9) 学校の体育振興に関すること。
- (10) 学校の文化芸術振興に関すること。
- (11) 課、指導第二課、特別支援教育課及び生徒指導課の庶務に関すること。

8 (現行どおり。)

9 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。

(削る。)

- (1) 幼稚園及び小学校の教育課程(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
 - (2) 幼稚園教育及び小学校教育(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)の指導に関すること。
 - (3) 幼稚園及び小学校の教育職員の教育課程に係る研修(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
 - (4) 幼稚園及び小学校の教育職員の派遣研修(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
 - (5) 小学校の教科用図書の採択(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)及び補助教材に関すること。
 - (6) 教育センターに関すること。
 - (7) 幼稚園の入学定員に関すること。
- (削る。)
- (削る。)
- (8) 課、指導第二課、特別支援教育課及び生徒指導課の庶務に関すること。

9 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校、併設型中学校 及び
中等教育学校の教育課程 _____
_____ に関する
こと。
- (2) 高等学校、併設型中学校 及び
中等教育学校における教育の指導 _____
_____ に
関すること。
- (3) 高等学校、併設型中学校 及び
中等教育学校の教育職員の教育課程に係
る研修 _____
_____ に関する
こと。
- (4) 高等学校、併設型中学校 及び
中等教育学校の教育職員の派遣研修 _____

に関する
こと。
- (5) 高等学校、併設型中学校 及び
中等教育学校の教科用図書の採択 _____
_____ 及
び補助教材に関する
こと。
- (6) 高等学校、併設型中学校及び中等教育
学校の入学者選抜に関する
こと。
- (7) 高等学校及び中等教育学校の課程等の
設置及び改廃に関する
こと。
- (8) 高等学校及び中等教育学校の通学区域
に関する
こと。
- (9) 中高一貫教育に関する
こと。
- (10) 豊かな人間性を育む教育(道徳教育、
人権教育、平和教育及び国際理解教育等)
の推進に関する
こと。
- (11) 人権教育行政の総合調整に関する
こと。

10 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、
次のとおりとする。

- (1) 特別支援教育に係る教育課程に関する
こと。
- (2) 特別支援教育に係る指導に関する
こと。
- (3) 特別支援学校、小・中学校特別支援学
級及び小・中学校通級指導教室の教育職員
の教育課程に係る研修に関する
こと。
- (4) 特別支援学校、小・中学校特別支援学
級及び小・中学校通級指導教室の教育職員
の派遣研修に関する
こと。
- (5) 特別支援学校及び小・中学校特別支援
学級の教科用図書の採択に関する
こと。
- (6) 特別支援学校の就学者増対策調整事務
に関する
こと。
- (7) 障害児に係る就学・教育相談に関する
こと。
- (8) 就学指導委員会に関する
こと。

10 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次の
とおりとする。

- (1) 中学校、併設型中学校、高等学校及び
中等教育学校の教育課程(特別支援教育課
の所掌に属するものを除く。)に関する
こと。
- (2) 中学校、併設型中学校、高等学校及び
中等教育学校における教育の指導(特別支
援教育課の所掌に属するものを除く。)に
関すること。
- (3) 中学校、併設型中学校、高等学校及び
中等教育学校の教育職員の教育課程に係
る研修(特別支援教育課の所掌に属するも
のを除く。)に関する
こと。
- (4) 中学校、併設型中学校、高等学校及び
中等教育学校の教育職員の派遣研修(特別
支援教育課の所掌に属するものを除く。)に
関すること。
- (5) 中学校、併設型中学校、高等学校及び
中等教育学校の教科用図書の採択(特別支
援教育課の所掌に属するものを除く。)及
び補助教材に関する
こと。
- (6) 高等学校 _____ 及び中等教育
学校の入学者選抜に関する
こと。
- (7) 高等学校及び中等教育学校の課程等の
設置及び改廃に関する
こと。
- (8) 高等学校及び中等教育学校の通学区域
に関する
こと。
- (9) 中高一貫教育に関する
こと。
(削る。)

(10) 人権教育行政の総合調整に関する
こと。

11 (現行どおり)

11 学校教育部生徒指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校における生徒指導の推進に関すること。
- (2) 生徒指導に係る教職員の研修(教育センターの所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 生徒指導に係る調査に関すること。
- (4) 適応指導教室(ふれあい教室)の運営に関すること。
- (5) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関すること。

(学校事務センター)

第3条 事務局に学校事務センターを次のとおり設置する。

名称	位置
中央地区学校事務センター	広島市中区国泰寺町一丁目4番15号広島市役所北庁舎別館内
安佐南地区学校事務センター	広島市安佐南区古市一丁目33番14号安佐南区役所庁舎内

2 中央地区学校事務センターにおいては、同センターの庶務に関する事務のほか、小・中学校(広島市立学校条例(昭和39年広島市条例第19号)別表(2)に規定する小学校及び別表(3)に規定する中学校をいう。以下同じ。)のうち広島市中区及び南区に位置するもの(広瀬小学校を除く。)に係る次に掲げる事務を、安佐南地区学校事務センターにおいては、同センターの庶務に関する事務のほか、小・中学校のうち広島市安佐南区に位置するものに係る次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育行財政の基本調査、諸統計及び資料の収集整理(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (2) 学校施設の修繕の実施(施設課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 学校施設、設備の管理に係る業務の委託(施設課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 学校への予算配分の決定に関すること。
- (5) 学校備品及び学校備品台帳の整備(学事課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (6) 市費負担教職員の諸手当の認定(総務課の所掌に属するものを除く。)及び県費負担教職員の諸手当の認定並びに市費負担教職員の給与の支給(総務課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (7) 教職員の旅費等に関すること。
- (8) 教職員の福利厚生(総務課及び教職員課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付(健康教育課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (10) 事務職員の研修の実施(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 学校事務に係る支援、指導及び連絡調

12 (現行どおり。)

第3条 (現行どおり。)

2 (現行どおり。)

<p>整に関すること。 (12) 学校事務の改善に関すること。 3 学校事務センターに次の係を置く。 管理係 学務係</p> <p>4 学校事務センター所長は、<u>総務課長</u>の指揮監督を受けるべきものとする。 (理事等)</p> <p>第4条 事務局に、理事、教育次長又は参事を置くことができる。 (部長等)</p> <p>第5条 部に部長を置き、必要があるときは、部に担当部長、参事又は次長を置く。 (課長等)</p> <p>第6条 課に課長を置き、必要があるときは、課に担当課長、課長補佐、主幹、専門員、主任管理主事、主任指導主事又は主任社会教育主事を置く。 (所長)</p> <p>第7条 学校事務センターに所長を置く。 (係長等)</p> <p>第8条 係に係長を、係を置かない課に主任を置き、必要があるときは、係に係長のほか、主査又は主任技師を、係を置かない課又は事業所に主任のほか主査又は主任技師を置く。 (関連する事務の分掌)</p> <p>第9条 2以上の部、課等に関連する事務は、最も関係の深い部、課等において分掌するものとする。 (庶務事務)</p> <p>第10条 この規則において「庶務」とは、おむね次に掲げる事務をいう。 (1) 文書の収発、編集及び保存に関すること。 (2) 所属職員の身分、服務、給与及び厚生等に関すること。 (3) 予算及び経理に関すること。 (4) 出納員又は物品出納員の所掌事務に関すること。 (5) 行政財産の管理に関すること。</p>	<p>3 (現行どおり。)</p> <p>4 学校事務センター所長は、<u>教職員課長</u>の指揮監督を受けるべきものとする</p> <p>第4条 (現行どおり。)</p> <p>第5条 (現行どおり。)</p> <p>第6条 (現行どおり。)</p> <p>第7条 (現行どおり。)</p> <p>第8条 (現行どおり。)</p> <p>第9条 (現行どおり。)</p> <p>第10条 (現行どおり。)</p>
---	--